

うどんを活用した観光プロモーション業務委託 仕様書(公募用)

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

うどんを活用した観光プロモーション業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月13日（金）まで

3 目的

「うどん共和国埼玉」の認知度向上を図るため、令和5年度に制作した「うどん共和国埼玉」のロゴや動画を活用した情報発信を行い、県内外の誘客を推進する。

4 委託業務の内容

(1) ステッカーの制作

ア ステッカーの企画・概要

埼玉県内のうどん店舗で掲示できる「うどん共和国埼玉」PRステッカー（以下、「ステッカー」という。）を制作する。なお、ステッカーは、「うどん共和国埼玉」の趣旨に賛同する店舗に掲示することを想定して制作すること。

イ 仕様・規格・デザイン

サイズ：15cm×15cm（目安）

印刷色数：フルカラー印刷（4色刷）

材質：耐久性のある素材とし、県との協議により決定すること。

デザイン：令和5年度に作成した「うどん共和国埼玉」のロゴを活用したデザインとし、企画提案書に案を記載すること。なお、ロゴのデータ（aiデータ形式）については、企画提案参加希望書の提出後、県から提供する。

数量：600枚

ウ 校正

デザイン校正は2回以上、色校正は1回程度とする。

エ 納品

納品日：令和7年9月16日（火）まで

納品先：埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当

(〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号)

納品物：制作したステッカー及び電子データ（pdf、png、jpg、aiデータ形式の他、県が指定するフォーマット）。なお、ステッカーについては、（２）の業務での使用分は、受託業者によって保管することとし、業務終了後の残量は上記の納品先まで納品すること。また、保管・納品に係る費用は、受託者が負担すること。

(2) 県内うどん店舗とのステッカー掲示に関する連絡調整等

ア 店舗との連絡調整

- ・ 県内のうどん店舗に対し、「うどん共和国埼玉」を共に盛り上げるという趣旨を理解の上、ステッカーを店舗に掲示していただくよう調整を行うこと。
- ・ 店舗との調整にあたっては、事前に県と協議し、調整店舗を選定すること。なお、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」内の特設ページ「埼玉はうどん共和国」に掲載されている店舗は必須とすること。

イ ステッカーの掲示店舗数

ステッカーの掲示店舗数は、100店舗以上とする。

ウ うどん店舗へのステッカーの提供

店舗へのステッカーの提供方法（持参又は送付）については問わないが、提供に係る費用は受託者の負担とする。

エ 調整・提供期限

令和8年2月28日（土）まで

オ 成果物

本業務で調整した店舗の一覧表（ステッカー掲示の有無を記載したエクセルデータ）を埼玉県産業労働部観光課（さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）に提出し、業務完了報告書とともに検査を受けること。

なお、一覧表の項目については、県と協議の上、作成すること。

(3) PR動画の放映

令和5年度に制作した観光PR動画を放映する。なお、放映動画データについては、県から提供する。

ア 放映動画

- ・ タイトル：行くたび、好きになる。「うどん共和国埼玉」
- ・ データ形式：mp4
- ・ 種類：横型動画15秒、30秒 音あり・音なし（テロップ付き）計4本
縦型動画15秒、30秒 音あり・音なし（テロップ付き）計4本
- ・ 動画内容は、次のリンク先のPR動画を参考にすること。
「埼玉県公式チャンネル（サイタマどうが）」

<https://www.youtube.com/watch?v=u6mVhnkqES8>（横型・15秒）

<https://www.youtube.com/watch?v=ESVKXo7AMSk>（横型・30秒）

イ 放映場所

鉄道網の活用を必須とし、効果的なPRができるよう、具体的な場所を提案すること。

ウ 放映時期・期間

9月下旬から10月上旬頃（放映場所の放映枠予約状況により困難な場合は、県と協議の上、決定すること。）

なお、期間については予算の範囲内で提案すること。

エ 留意点

動画入稿に際して修正が必要となった場合、県と協議の上、動画編集を行う。また、編集した動画データ（mp4形式）は県に提出すること。なお、編集費用等は委託費に含める。

オ 成果物

放映状況が分かる画像、定量的な効果等が分かるデータ、本業務で掲載した媒体一覧データを埼玉県産業労働部観光課（さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）に提出し、業務完了報告書とともに検査を受けること。

(4) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、県に提出すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）とする。

(5) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。

また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

オ その他、定められた予算の範囲内において、「うどん共和国埼玉」の認知度向上に当たって効果的なプロモーション手法または広報物等があれば、独自に提案すること。

なお、企画提案書に独自提案部分について分かるように記載すること。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。
- (4) 本業務の成果物等の第三者への使用許諾は、埼玉県が行うものとする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955